

尼崎市自発的活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第2号の規定に基づき実施される自発的活動に対して、その経費の全部又は一部を補助することにより、市内における当該活動の促進に寄与し、もって障害者等の社会参加への機運を高めるとともに、共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自発的活動 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、障害者等の家族又は地域住民等により自発的に行われる営利を目的としない活動をいう。
- (2) 地域住民等 市内に在住、在勤又は在学している者及び市内に活動拠点がある障害者団体の構成員をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) ピアサポート
障害者等及び障害者の家族が互いの悩みの共有又は情報交換のできる交流会活動を行う事業
- (2) 災害対策
障害者等を含めた地域における災害対策活動を行う事業
- (3) 孤立防止活動支援
地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動を行う事業
- (4) 社会活動支援
障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利及び自立のための社会に働きかける活動又は障害者等に対する社会復帰活動を行う事業
- (5) ボランティア活動支援
障害者等に対するボランティアの養成又は活動を行う事業
- (6) 理解促進啓発・研修
障害及び障害者等に対する理解を深めるため、地域住民等へ啓発及び研修を行う事業
- (7) その他の支援
第1号から前号までに掲げる事業以外で、補助金の交付目的を達成するために有効な活動であると市長が認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人又は法人のみが利益を受ける事業

- (3) 個人の学問又は学問的研究を目的とする事業
- (4) 学校等の授業、部活動又はクラブ活動として実施する事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 法令、条例等に違反する事業
- (7) 政治活動又は宗教活動並びにこれらに類する事業
- (8) 事業の主たる効果が市外で生じる事業
- (9) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの一環として行う事業
- (10) その他市長が不適切と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行うものであって、市長が適切と認める団体（以下「団体」という。）とする。

2 前項に規定する団体は、次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。

- (1) 市内に活動拠点があること
- (2) 構成員が3名以上であること
- (3) 社会福祉法人又は医療法人でないこと
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと
- (6) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第14号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと
- (7) 団体が行う補助事業に対して、国、地方自治体その他公的機関から他制度による助成を受けていないこと

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を実施するための経費であって、別に定める補助金の交付基準（以下「交付基準」という。）に定めるとおりとする。

(補助の基準及び金額)

第6条 市長は、交付基準により補助金の額を決定し、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体（構成員）名簿

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を申請者に提出させることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

2 前条第2項の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施するに当たり、障害者等が参加しやすいものとなるよう努めなければならない。

(補助事業の中止、廃止又は変更)

第10条 補助事業者が、補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助事業中止・廃止・変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を確認し、承認すべきと認めるときは、補助事業中止・廃止・変更承認通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 補助金精算書

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を補助事業者に提出させることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金を請求しようとする場合は、補助金請求書（様式第7号）に補助金交付可否決定通知書又は補助金確定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の取り消し等を行ったときは、補助決定取消通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により取り消し等を行った場合において、当該取り消し等に係る部分に関してすでに補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（延滞金の納付）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がその期限までに返還しなかったときは、当該補助事業者に対して、尼崎市債権管理条例（平成30年尼崎市条例第4号）の規定により延滞金を市に納付させることができる。

（報告又は調査）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関して補助事業者に報告を求め、又は調査をすることができる。

（帳簿等の備付）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（選定会議）

第20条 第8条第1項に規定する申請内容の審査及び補助金の交付決定の検討（以下「審査等」という。）を行うため、尼崎市自発的活動支援事業に係る補助事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

（組織）

第21条 選定会議は、委員5人以内で組織する。ただし、審査等を行うに当たり、より多くの視点が必要と市長が認めるときは、この限りではない。

2 選定会議の委員は、次の各号に掲げる職にある者を充てる。

- (1) 福祉局法人指導・障害福祉担当部長の職にある者
- (2) 福祉局障害福祉政策担当課長の職にある者
- (3) 尼崎市障害者福祉施策推進会議の委員の職にある者のうちから市長が指名する者

（議長）

第22条 選定会議に議長を1名置く。

2 議長は、前条第2項第1号に規定する者が務める。

3 議長は、選定会議を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、前条第2項第2号に規定する者がその職務を代理する。

（会議）

第23条 選定会議は、議長が招集する。

2 選定会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 選定会議及びその内容については、非公開とする。

4 選定会議の庶務は、障害福祉政策担当において処理する。

（市長への報告）

第 24 条 選定会議は、第 20 条に規定する審査及び検討事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。